

特定非営利活動法人コミュニティリンク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コミュニティリンクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民団体・行政・企業と連携を図り、地域社会に対してICT利活用に関する事業を実施し、人と人をつなぎ、自治をつなぎ、地域をつなげる情報通信基盤や情報通信サービスを創出し、安全安心で暮らしやすい地域社会及び活力ある地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 地域ICT利活用に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費の額
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全理事の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項のただし書きの場合を除き同項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品及び助成金
- (3) 会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 細則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 細谷 崇
副代表理事 中西 雅幸
理事 榊原 貴倫
監事 芝 眞理子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費
個人 5,000 円
団体 30,000 円
 - (2) 賛助会員
個人 3,000 円 (1口)
団体 10,000 円 (1口)

(2024年10月30日改訂)

2024年度 事業計画書

(2024年8月から2025年7月)

特定非営利活動法人コミュニティリンク

1. 2024年度の基本方針

NPO法人コミュニティリンクは、地域社会の変化に適合した「新しい仕組みと仕掛けの提案・実装」を目指し、2024年度は以下の基本方針のもと事業を展開する。

- 1. テクノロジー活用**
地域社会やコミュニティの実情に合わせたテクノロジーやパートナーシップを提案し、地域の社会課題解決に取り組み、効果的かつ革新的なソリューションを提供する。
- 2. 官民連携の強化**
起業プラザひょうごやUrban Innovation Japanの運営ノウハウや経験を活かし、自治体や企業との官民連携を深化させ、社会課題に対する取り組みを強化し、持続可能なまちづくりを推進する。
- 3. 経済活動の活性化**
特定非営利活動分野に「経済活動の活性化を図る活動」を追加し、社会課題解決型ビジネスを創出するソーシャルインパクト型スタートアップや社会課題解決志向の高い中小企業の支援やパートナーシップを強化する。
- 4. コミュニティ活性化**
住民参加型のイベントやワークショップを開催し、地域コミュニティの絆を強化する。多様なステークホルダーとの協働を促進し、地域の連帯感と活力を高める。

これらの取り組みにより、地域の持続可能な発展と住民の生活の質の向上に貢献する。コミュニティリンクは、社会課題解決とテクノロジーの実装を通じて、新たな社会価値を提供し、地域社会におけるリーダーシップを発揮する。

2. 特定非営利活動に係る事業

地域ICT利活用に関する事業

地域ICT利活用に関する事業は、以下の4つのセクションに分て、事業を展開する。

1. 起業支援事業について

2つの事業の軸で活動を進める。

<1点目>

若者の起業支援やスタートアップ等のテクノロジーを活用した新たな事業創出、社会課題解決事業の創出等、経済的側面からのまちづくりの振興を目的として、起業プラザひょうごの運営(通算9年目)に取り組む。

特に、社会課題を起因とした事業創出や、事業成長中(または事業成長が期待される)スタートアップと、兵庫県内企業とのマッチング・オープンイノベーションの創出を強化する。

<2点目>

SDGs課題解決や脱炭素・カーボンニュートラル等の社会的インパクトの高いサービスやプロダクトを開発するスタートアップ等の起業家支援プログラムを企画・実施する。

2. Urban Innovation Japanについて

今年度は9つの自治体とUrban Innovation Japanの取り組みを進めていく。

目標取り扱い課題件数:66件

課題解決したソリューションの社会実装数:39件

3. 地域ICT利活用支援事業

兵庫県内の中小企業のIT化およびDX推進により、県内事業者の人材不足解消や事業拡大に伴う兵庫県内の経済活性化を目指し、兵庫県商工会連合会のITアドバイザーとして、兵庫県内の小規模事業者のIT化・DX推進を実施する(年間150件程度を目標)。

4. シビックテック推進事業

Code for Japan Summit2024が11月16日(土)に滋賀県草津市で開催される予定になっており、Code for Kusatsuの団体立上げ支援や運営支援を行ってきた経緯から、Code for Japan Summit2024の草津市開催を盛り上げるべく、プラチナスポンサーとしてサポートする。

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出予定額 (千円)
地域ICT利活用に関する事業	起業支援事業	8月から7月末	主に兵庫県内	15人	起業家・起業予定者・企業・自治体 100団体 兵庫県民 40,000人	216,545
	Urban Innovation Japan 事業	8月から7月末	全国 主に兵庫県内	15人	自治体・企業 60団体 55,000人	
	地域ICT利活用支援事業	8月から7月末	兵庫県内	5人	自治体・NPO・市民活動団体・企業 60団体 兵庫県民 160,000人	
	シビックテック推進事業	8月から7月末	全国 主に兵庫県内	3人	NPO・市民活動団体・企業・学校 30団体 市民・県民 10,000人	

2025年度 事業計画書

(2025年8月から2026年7月)

特定非営利活動法人コミュニティリンク

1. 2025年度の基本方針

NPO法人コミュニティリンクは、地域社会の変化と新たなニーズに対応した「新しい仕組みと仕掛けの提案・実装」をさらに深化させ、2025年度は以下の基本方針のもと事業を展開する。

1. テクノロジー活用の深化

地域社会やコミュニティの実情に合わせた最先端のテクノロジーやパートナーシップを提案し、AI、IoT、ビッグデータなどを活用して地域の社会課題解決に取り組む。これにより、より効果的かつ革新的なソリューションを提供し、デジタルトランスフォーメーションを推進する。

2. 官民連携の拡大

起業プラザひょうごやUrban Innovation Japanの運営ノウハウや経験をさらに活かし、自治体や企業、教育機関との官民連携を深化・拡大させる。新たなパートナーシップを構築し、社会課題に対する取り組みを強化し、持続可能なまちづくりを推進する。

3. 経済活動の活性化とインパクト創出

特定非営利活動分野に追加した「経済活動の活性化を図る活動」を基盤に、社会課題解決型ビジネスを創出するソーシャルインパクト型スタートアップや、社会課題解決志向の高い中小企業の支援やパートナーシップを強化する。これにより、地域経済の活性化と社会的インパクトの創出を目指す。

4. コミュニティ活性化と多様性の促進

住民参加型のイベントやワークショップを拡充し、地域コミュニティの絆をさらに強化する。多様なステークホルダーとの協働を促進し、地域の連帯感と活力を高めるとともに、多文化共生やダイバーシティの推進にも取り組む。

5. 環境・持続可能性への取り組み

SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、環境保護や持続可能な資源利用を促進するプロジェクトを展開する。地域の環境課題に取り組み、次世代に向けた持続可能な社会づくりに貢献する。

これらの取り組みにより、地域の持続可能な発展と住民の生活の質の向上に一層貢献する。コミュニティリンクは、社会課題解決とテクノロジーの実装を通じて、新たな社会価値を提供し、地域社会におけるリーダーシップを引き続き発揮する。

新たな挑戦として

- 人材育成の強化
次世代を担う人材の育成に注力する。
- 国際連携の推進
海外の団体との連携を強化し、グローバルな視点での社会課題解決に取り組む。

コミュニティリンクは、これらの基本方針に基づき、2025年度も積極的に活動を展開していく。

2. 特定非営利活動に係る事業

地域ICT利活用に関する事業

地域ICT利活用に関する事業は、以下の4つのセクションに分て、事業を展開する。

1. 起業支援事業について

<1点目>

若者の起業支援やスタートアップ等、テクノロジーを活用した新たな事業創出や社会課題解決事業の創出など、経済的側面からのまちづくりの振興を目的として、起業プラザひょうごの運営(通算10年目)に取り組む。特に、社会課題を起因とした事業創出や、事業成長中(または事業成長が期待される)スタートアップと兵庫県内企業とのマッチング、オープンイノベーションの創出をさらに強化する。

<2点目>

SDGs課題解決や脱炭素・カーボンニュートラル等、社会的インパクトの高いサービスやプロダクトを開発するスタートアップ等の起業家支援プログラムを新たに企画・実施し、内容を拡充する。これにより、より多くの起業家を支援し、持続可能な社会の実現に寄与する。

2. Urban Innovation Japanについて

2025年度は、11の自治体とUrban Innovation Japanの取り組みを進めていく。目標取り扱い課題件数を前年より増加させ、課題解決したソリューションの社会実装数をさらに向上させることを目指す。

目標取り扱い課題件数:71件

課題解決したソリューションの社会実装数:42件

3. 地域ICT利活用支援事業

兵庫県内の中小企業のIT化およびDX推進により、県内事業者の人材不足解消や事業拡大に伴う経済活性化を目指す。兵庫県商工会連合会のITアドバイザーとして、兵庫県内の小規模事業者のIT化・DX推進を実施する(年間180件程度を目標)。

各地域のコワーキングスペース運営事業者等と連携し、住民参加型のイベントやワークショップを開催し、コミュニティの絆を深め、多様なステークホルダーとの協働を促進する。

4. シビックテック推進事業

主に兵庫県内のシビックテック団体の活動支援やコミュニティ形成、Code for Kusatsuの活動支援等を中心に、勉強会やネットワーク形成イベントを年1回程度実施し、シビックテック活動を推進する。

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出予定額 (千円)
地域ICT利活用に関する事業	起業支援事業	8月から7月末	主に兵庫県内	15人	起業家・起業予定者・企業・自治体 100団体 兵庫県民 40,000人	227,960
	Urban Innovation Japan 事業	8月から7月末	全国 主に兵庫県内	15人	自治体・企業 60団体 55,000人	
	地域ICT利活用支援事業	8月から7月末	兵庫県内	5人	自治体・NPO・市民活動団体・企業 60団体 兵庫県民 160,000人	
	シビックテック推進事業	8月から7月末	全国 主に兵庫県内	3人	NPO・市民活動団体・企業・学校 30団体 市民・県民 10,000人	

2024年度 活動予算書

2024年8月1日から2025年7月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
2. 受取助成金等			
受取助成金	0		
3. 事業収益			
地域ICT利活用に関する事業収益	220,000,000		
4. その他収益			
その他収益	1,000,000		
経常収益計			221,150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	85,000,000		
賞与手当	7,500,000		
法定福利費	10,000,000		
福利厚生費	500,000		
人件費計	103,000,000		
(2)その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	13,000,000		
車両費	0		
外注費	80,000,000		
通信費	3,800,000		
荷造運賃	15,000		
消耗品費	6,000,000		
印刷製本費	170,000		
新聞図書費	30,000		
修繕費	60,000		
賃借料	2,600,000		
広告宣伝費	2,300,000		
保険料	250,000		
諸会費	150,000		
租税公課	260,000		
支払手数料	1,100,000		
支払報酬	2,000,000		
渉外費	1,200,000		
支払利息	160,000		
雑費	400,000		
その他経費計	113,545,000		
事業費計		216,545,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	160,000		
法定福利費	26,000		
人件費計	186,000		
(2)その他経費			
支払報酬	950,000		
支払手数料	0		
その他経費計	950,000		
管理費計		1,136,000	
経常費用計			217,681,000
当期経常増減額			3,469,000
法人税住民税及び事業税			971,320
当期正味財産増減額			2,497,680
前期繰越正味財産額			38,860,939
次期繰越正味財産額			41,358,619

2025年度 活動予算書

2025年8月1日から2026年7月31日まで

(単位:円)

I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
2. 受取助成金等			
受取助成金	0		
3. 事業収益			
地域ICT利活用に関する事業収益	230,000,000		
4. その他収益			
その他収益	1,000,000		
経常収益計			231,200,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	90,000,000		
賞与手当	8,000,000		
法定福利費	11,000,000		
福利厚生費	700,000		
人件費計	109,700,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	14,000,000		
車両費	0		
外注費	83,000,000		
通信費	4,000,000		
荷造運賃	20,000		
消耗品費	6,100,000		
印刷製本費	150,000		
新聞図書費	50,000		
修繕費	70,000		
賃借料	2,600,000		
広告宣伝費	2,500,000		
保険料	250,000		
諸会費	150,000		
租税公課	260,000		
支払手数料	1,150,000		
支払報酬	2,000,000		
渉外費	1,250,000		
支払利息	160,000		
雑費	500,000		
その他経費計	118,260,000		
事業費計		227,960,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	160,000		
法定福利費	26,000		
人件費計	186,000		
(2) その他経費			
支払報酬	950,000		
支払手数料	0		
その他経費計	950,000		
管理費計		1,136,000	
経常費用計			229,096,000
当期経常増減額			2,104,000
法人税住民税及び事業税			589,120
当期正味財産増減額			1,514,880
前期繰越正味財産額			41,358,619
次期繰越正味財産額			42,873,499